

■土地利用基本計画の構成及び改定の基本方向

★改定の基本方向＝ 国土利用計画を基本とする

土地利用基本計画（平成21年8月）

- 第1 土地利用の基本方向
- 1 土地利用の基本方向
- (1) 基本理念
- (2) 土地利用をめぐる現状と課題
- ア 土地需要の低下、低未利用地の増加
- イ 災害の増加、管理水準の低下
- ウ 地球温暖化の進行、自然環境の悪化
- エ 京都の有する歴史的・文化的環境に関する意識の高まり
- オ 地域間の交流・連携の進展、多様な主体の協働による土地管理への期待
- (3) 基本方向
- ア 土地の有効利用、土地需要の調整
- イ 安全・安心の土地利用
- ウ 土地利用のより一層の質的向上
- エ 京都の歴史・文化を踏まえた保全、整備
- オ 土地利用の総合的マネジメントの推進
- 2 地域別の土地利用の基本方向
- (1) 北部地域
- (2) 中部地域
- (3) 南部地域

- 第2 土地利用の調整等
- 1 土地利用の原則
- 2 地域設定の重複する地域における土地利用の指導方針

計画図
※地域類型別の地域の範囲を図面上に表示

国土利用計画（平成29年1月）

- 1 国土利用に関する基本構想
- (1) 国土利用の基本方針
- ア 国土利用をめぐる基本条件の変化
- (ア) 急激な人口減少と超高齢化の進展
- (イ) 大規模災害の頻発
- (ウ) 自然環境意識の高まり
- (エ) 交流基盤整備の進展
- (オ) 文化首都づくりへの新たな動き
- イ 本計画が取り組むべき課題
- (ア) 人口減少による国土管理水準の低下等への対応
- (イ) 災害に対して脆弱な国土の強靱化
- (ウ) 自然環境と美しい景観等の保全
- (エ) 東京一極集中の是正と地域創生
- ウ 国土利用の基本方針
- (ア) 安心・安全を実現する国土利用
- (イ) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用
- (ウ) 土地の有効活用のための国土利用
- (エ) 京都流 地域創生のための国土利用
- (オ) 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用
- (カ) 府民参画による国土利用
- (2) 地域類型別の国土利用の基本方向
- (3) 地域別の概要及び国土利用の基本方向
- ア 丹後地域
- イ 中丹地域
- ウ 南丹（京都丹波）地域
- エ 京都市域
- オ 山城地域
- (4) 利用区分別の国土利用の基本方向

- 2 国土利用の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- 3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

▶改定しない（法第2条の基本理念を抜粋）

▶社会経済情勢の変化を踏まえ、国土利用計画の「ア 国土利用をめぐる基本条件の変化」「イ 本計画が取り組むべき課題」を基本として改定

▶社会経済情勢の変化を踏まえ、国土利用計画の「ウ 国土利用の基本方針」を基本として改定

▶『地域別の土地利用の基本方向』として国土利用計画同様の5地域にまとめる

▶「都市地域」「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」「自然保全地域」の土地利用の原則及び重複した場合の調整方針という社会経済状況の変化にあまり影響されない内容であり、改定するべき部分がないため、改定しない

▶個別規制法に基づく個別計画において必要が生じた場合に適宜変更

土地利用基本計画（改定案）

- 第1 土地利用の基本方針
- 1 土地利用の基本方針
- (1) 基本理念
- (2) 土地利用をめぐる現状と課題
- ア 急激な人口減少と超高齢化の進展
- イ 大規模災害の頻発
- ウ 自然環境意識の高まり
- エ 交流基盤整備の進展
- オ 文化首都づくりへの新たな動き
- (3) 基本方針
- ア 安心・安全を実現する土地利用
- イ 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用
- ウ 土地の有効な活用
- エ 京都流 地域創生のための土地利用
- オ 複合的な施策の推進と土地の選択的な利用
- カ 府民参画による土地利用
- 2 地域別の土地利用の基本方向
- (1) 丹後地域
- (2) 中丹地域
- (3) 南丹（京都丹波）地域
- (4) 京都市域
- (5) 山城地域

- 第2 土地利用の調整等
- 1 土地利用の原則
- 2 地域設定の重複する地域における土地利用の指導方針

計画図
※地域類型別の地域の範囲を図面上に表示